

(2020年4月7日発令・2021年1月8日一部修正・2021年3月22日更新)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令に伴う 鉄道定期券および回数券の払いもどしについて

相模鉄道株式会社

2020年4月7日に政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令に伴い、在宅勤務や学校の休校などの理由で鉄道定期券・回数券の払いもどしをご希望のお客さまに対して、以下の特例措置を実施いたします。ただし、**お持ちの乗車券の有効期間や回数券の使用枚数によって、払いもどし額がない場合もございます**のであらかじめご了承ください。また、**払いもどしのお申し出に際しては「ご注意事項」をよくご確認くださいませよう**お願い申し上げます。

1. 各種定期券（通勤・通学）をお持ちのお客さま

政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、在宅勤務や学校の休校などの理由のため、定期券を払いもどされるお客さまについては、**特例で以下の要領により、1ヶ月単位で計算した額を払いもどし（220円の手数料がかかります）**いたします。

(1) 「緊急事態宣言発令期間（2020年4月7日～5月25日）」を有効期間に含む定期券の場合

(2020年4月7日以降に定期券を使用していない場合)

2020年4月7日に払いもどしのお申し出があったものとして計算いたします。

(2020年4月7日～2020年5月25日の間に定期券を使用している場合)

定期券の最終利用日に払いもどしのお申し出があったものとして計算いたします。

(2020年5月26日以降に定期券を使用した場合)【追加】

本お取扱いの**対象外**とさせていただきます。

(2) 有効開始日が「2020年4月8日～5月25日」のいずれかの日となる定期券で**未使用**の場合

定期券有効開始日の前日に払いもどしのお申し出があったものとして計算いたします。

【2. (1) (2) のお取扱いに関するご注意事項】

- ・上記基準日以降、2020年5月25日までの間に定期券を使用している場合は、その最終使用日に遡り払いもどしいたします。2020年5月26日以降に定期券を使用した場合は本お取扱いの対象外となります。【追記】
- ・2020年5月26日以降が有効開始日となる定期券は本お取扱いの対象外となります。
(2020年5月25日以前に事前購入した定期券も対象外となります。)
- ・本お取扱いは2021年5月25日（緊急事態措置終了日の翌日の1年後）まで実施いたします。ただし、定期券は必ず使用していない状態でお申し出ください。**払いもどしを受ける前に2020年5**

月 26 日以降定期券を使用された場合には、定期券の最終利用日を遡り確認することができないため、本お取扱いの対象外とさせていただきますので十分ご注意ください。【追記】

- ・本お取扱いは係員定期券うりば（横浜・二俣川・三ツ境・大和・海老名）でお取扱いいたします。
（営業時間 7：00～20：00）
- ・PASMO 定期券をご利用のお客さまは、必ず新しい定期券をご購入（上書き）される前に払いもどしをお受けください。 **なお、定期券を上書きして購入された場合は、以前の定期券情報を確認することができないため、払いもどしは致しかねますので十分ご注意ください。**
- ・当社が発行した鉄道定期乗車券のみとなります。【追記】

2. 各種回数券（普通・時差・土休日）をお持ちのお客さま

政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、在宅勤務や学校の休校などの理由のため、回数券を払いもどしされるお客さまについては、**特例により有効期間に「2020 年 4 月 7 日から 5 月 25 日まで」を含む回数券に限り、有効期間終了後であっても所定の計算式により払いもどし（220 円の手数料がかかります）**いたします。

【3. のお取扱いに関するご注意事項】

- ・有効終了日が 2020 年 4 月 6 日以前の回数券につきましては、本お取扱いの対象外となります。
- ・2020 年 5 月 26 日以降に購入した回数券（有効終了日が 2020 年 8 月 25 日以降となるもの）は本お取扱いの対象外となります。
※通常通り、回数券の有効期間内に限り払いもどしのお取扱いをいたします。
- ・本お取扱いは 2021 年 5 月 25 日（緊急事態措置終了日の翌日の 1 年後）まで実施いたします。
- ・本お取扱いは相鉄線各駅にてお取扱いいたします。

定期券・回数券の払いもどし計算式については、次項をご覧ください。

【定期券の払いもどし額の計算方法】

先述のご案内「1」の場合は「2020年2月28日以降の最終登校日」、「2」の場合は「2020年4月7日から5月25日までの期間における最終使用日」を定期券の最終使用日とみなします。

**お持ちの定期券の有効期間によっては、払いもどし額がない場合もございます。
1.は最終登校日、2.は2020年5月26日以降定期券を使用した場合は対象外となります。**

(1) 最終使用日（例：4月7日）以降、定期券の残りの有効期間が1ヶ月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

$$\text{「払いもどし額} = \text{定期旅客運賃} - (\text{経過月数に相当する定期旅客運賃} + \text{手数料} 220 \text{円)】}$$

【経過月数に相当する定期旅客運賃】

経過月数に相当する定期旅客運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1ヶ月または3ヶ月の定期旅客運賃を組み合わせる算出いたします。1ヶ月未満の日数は、1ヶ月経過したものとして計算します（1日経過すると、1ヶ月経過したものとして取り扱います）。

経過月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月
算出に使用する月数	1ヶ月	1ヶ月×2	3ヶ月	3ヶ月+1ヶ月	3ヶ月+1ヶ月×2

(2) 最終利用日（例：4月7日）以降、定期券の残りの有効期間が1ヶ月未満の場合

⇒払いもどし額はありません。ただし、定期券の有効開始日から経過日数が7日以内の場合には、以下の計算式により払いもどしいたします。

$$\text{「払いもどし額} = \text{定期旅客運賃} - (\text{往復普通旅客運賃} \times \text{経過日数} + \text{手数料} 220 \text{円)】}$$

(3) 4月7日時点で有効期間開始前の定期券および4月8日から5月25日に購入した定期券で未使用の場合

⇒以下の計算式により払いもどしいたします。

$$\text{「払いもどし額} = \text{定期旅客運賃} - \text{手数料} 220 \text{円}】}$$

【払いもどし額の計算例】

【1ヶ月毎の払いもどしとなる場合】

●「2020年3月28日から2020年6月27日」までの通学定期券

【例1】「海老名⇄横浜」の定期券で、2020年4月5日を最終利用日として以降使用しなかった場合
⇒4月7日を最終使用日とみなし、定期旅客運賃から経過月数分（1ヶ月未満の日数は1ヶ月に切り上げます）の定期旅客運賃と手数料220円を差し引いた金額を払いもどしいたします。

$$\begin{aligned} & \text{「13,940円（3ヶ月通学定期旅客運賃）} \\ & \quad - \text{（4,890円（1ヶ月通学定期旅客運賃）} + \text{220円（手数料）} = \text{8,830円（払いもどし額）」} \end{aligned}$$

【例2】「海老名⇄横浜」の定期券で、2020年4月28日を最終利用日として以降使用しなかった場合
⇒4月28日を最終使用日とみなし、定期旅客運賃から経過月数分（1ヶ月未満の日数は1ヶ月に切り上げます）の定期旅客運賃と手数料220円を差し引いた金額を払いもどしいたします。

$$\begin{aligned} & \text{「13,940円（3ヶ月通学定期旅客運賃）} - \\ & \text{「(4,890円（1ヶ月通学定期旅客運賃）} \times 2 \text{）} + \text{220円（手数料）」} = \text{3,940円（払いもどし額）」} \end{aligned}$$

【例3】「海老名⇄横浜」の定期券で、2020年4月10日を最終利用日として以降使用していなかったが、2020年5月31日に通学のために定期券を使用した場合【追記】
⇒2020年5月26日以降のご使用かつ定期券の最終利用日を遡り確認することができないため、
本お取扱いの対象外とさせていただきます。

【有効開始日から7日を超える1ヶ月定期券の場合】

●「2020年3月21日から2020年4月20日」までの通勤定期券

【例4】「海老名⇄横浜」の定期券で、2020年4月7日を最終利用日として以降使用しなかった場合
⇒有効開始日より7日を超えるため、**払いもどし額はありません。**

【有効開始日から7日以内の場合】

●「2020年4月1日から2020年4月30日」までの通学定期券

【例5】「海老名⇄横浜」の定期券で、2020年4月7日を最終利用日として以降使用しなかった場合
⇒4月7日を最終使用日とみなし、定期旅客運賃から既に経過した日数（4月1日から4月7日までの7日間※）の往復普通旅客運賃と手数料220円を差し引いた金額を払いもどしします。
※7日間の中に定期券を使用しない日を含む場合でも、使用日数としてカウントします。

$$\begin{aligned} & \text{「4,890円（1ヶ月の通学定期旅客運賃）} - \text{（320円} \times 2 \text{（往復普通旅客運賃）} \\ & \quad \times 7 \text{（経過日数）} - \text{220円（手数料）} = \text{190円（払いもどし額）」} \end{aligned}$$

【回数券の払いもどし額の計算方法】

以下の計算式により払いもどしいたします。

回数券の使用枚数や有効期間によっては、払いもどし額がない場合もございます。

「払いもどし額 = 回数旅客運賃 - (回数券の区間の片道普通旅客運賃×使用枚数 + 手数料 220 円)」

(回数券の1冊あたりの枚数) 普通回数券 11枚 時差回数券 12枚 土休日回数券 14枚

【払いもどし額の計算例】

● 「海老名⇄横浜」普通回数券（残枚数5枚、有効終了日2020年4月7日）を

2020年5月7日に払いもどしのお申し出を行った場合

⇒4月7日にお申し出があったものとみなし、回数旅客運賃から使用枚数分のその区間の普通旅客運賃と手数料220円を差し引いた金額を払いもどしいたします。

※普通回数券：1冊11枚綴り

「3,200円（回数旅客運賃） -

{320円（普通旅客運賃）×（11枚 - 5枚） + 220円（手数料）} = **1,060円（払いもどし額）」**

● 「二俣川⇄横浜」土休日回数券（残枚数5枚、有効終了日2020年5月7日）の場合

※土休日回数券：1冊14枚綴り

「2,000円（回数旅客運賃）

- {200円（普通旅客運賃）×（14枚 - 5枚） + 220円（手数料）} = -20円」

⇒払いもどし額はありません。

● 「湘南台⇄横浜」時差回数券（残枚数4枚、有効終了日2020年4月6日）を

2020年4月22日に払いもどしのお申し出を行った場合

⇒有効終了日が4月7日より前のため、払いもどしはできません。